

市民の皆さんに身近で開かれた市政を目指して

平成29年度情報公開・個人情報保護制度
および審議会等の会議の公開状況

情報公開制度は、個人の知る権利を尊重し、市の所有する情報の公開を請求する権利を保障するものです。
また、個人情報保護制度は、

請求区分	実施機関 (開示の決定を行う機関)	請求件数	開示・非開示の内訳				
			全部開示	部分開示	非開示	文書 不存在	取下げ
情報公開 (公文書等)	市長	17	5	8	1	3	0
	教育委員会	7	0	6	0	1	0
	選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0
	議会	5	4	1	0	0	0
	合計	31	9	17	1	4	0
個人情報 保護	市長	3	1	0	0	2	0
	合計	3	1	0	0	2	0

公開を行っている審議会等のうち、開催された会議の件数	公開件数		傍聴人数
	公開件数	非公開件数	
71件	48件	23件	40人

個人の権利利益の保護を図るとともに個人情報の開示を請求する権利を明らかにするものです。
さらに、本市では、開かれた市政運営を進めており、市の政策形成に関する審議の過程を市民の皆さんが知ることができるよう、審議会等の会議についても公開しています。
市民の皆さんには、この制度を利用していただき、市政への一層のご理解と市民参加の行政運営にご協力をお願いいたします。
※平成29年度の実施状況は表のとおりです。



■問い合わせ
総務課 総務担当
(内線334)

住宅改修などで税金が安くなる！

住宅に係る固定資産税を減額

住宅の耐震化やバリアフリー、省エネ改修をした場合、規定の要件を満たすと建物にかかる固定資産税が減額になります。
※申請は原則として工事終了後3ヵ月以内です。



耐震改修

… 工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/2を軽減。

- ★対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上
- ★対象工事 建築基準法の耐震基準に適合する工事費用50万円を超える改修工事
- ★申請書類 地方公共団体や建築士が発行した証明書と改修費用が確認できる書類

バリアフリー改修

… 工事完了の翌年度のみ、床面積100㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額。

- ★対象住宅 65歳以上か障がいのある人、介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については住宅部分が1/2以上
- ★対象工事 自己負担額50万円を超えるバリアフリー改修工事
(補助金を受けている場合は差し引いて自己負担額が50万円を超えていること)
- ★申請書類 工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの

省エネ改修

… 工事完了の翌年度のみ、床面積120㎡分を限度に固定資産税の1/3を減額。

- ★対象住宅 平成20年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅については、住宅部分が1/2以上
- ★対象工事 工事費用50万円を超える窓の改修(必須)や断熱改修など省エネ基準適合の熱損失防止改修工事
- ★申請書類 工事前後の写真、工事明細や費用の確認できるもの
(建築士または、登録住宅性能評価機関による証明書を添付)

※バリアフリー改修及び省エネ改修については、耐震改修工事による減額を受けた住宅は対象外です。

■問い合わせ 税務収納課 資産税担当 (内線156~158)